

薬物離脱プログラム・コーディネート契約書

特定非営利活動法人アジア太平洋地域アクション研究所を甲、〇〇〇〇 を乙として、甲乙は以下の通り、薬物離脱プログラム・コーディネート契約を締結した。

第1条（コーディネート契約の目的）

甲は乙に対して包括的なサポートを提供することで、身柄拘束中および社会生活において本人の薬物問題からの回復を支援する。

第2条（コーディネート契約の内容）

- 1 甲が提供するコーディネートとは、乙が薬物から離脱するために必要なダルク等のリハビリ施設、病院、ならびに自助グループ等の社会資源につなげることをいう。
- 2 甲は乙およびその家族からの相談には随時応じるものとする。

第3条（刑事司法機関による身柄拘束中の支援）

乙の実刑判決が確定した場合には、甲のスタッフは乙との間の手紙のやり取り、面会等を行う。

第4条（保釈中の刑事被告人に対する薬物研修プログラム）

- 1 甲のスタッフは乙が、甲の実施する保釈中の刑事被告人に対する薬物研修プログラムの受講を希望する場合には、乙の保釈中の身元引受人となり、乙が入寮する予定のアパリと密接な連携関係にあるダルクの入寮施設を制限住居として、乙が薬物研修プログラムを受講できるように、裁判所宛の身元引受書、上申書等の必要書面を作成し乙の弁護人に提出するものとする。
- 2 乙の保釈が許可された場合には、甲は乙を本条第1項の施設に委託し薬物研修プログラムを受講させるものとする。
- 3 甲は必要に応じて、乙に対し、1項のダルクにおける薬物研修プログラムに代えて甲にとってふさわしい病院における入院治療をコーディネートする場合もあるものとする。

第5条（裁判所宛の報告書等の作成）

甲は乙の刑事裁判を支援するべく、乙が第4条の保釈中のプログラムを受講した場合には、甲の職員は、施設における生活状況、プログラムの進捗状況等についての報告書を作成し、これを乙の弁護人が乙の裁判に証拠申請できるように協力する。

第6条（退寮後・退院後の社会資源の紹介）

乙が病院での治療プログラムあるいはダルクでの回復プログラムを終了した後は、必要に応じて乙がさらに薬物依存症の回復プログラムを受けられるようにするため、

他の社会資源を紹介するようにする。

第7条（入寮保証契約）

乙の保釈が不許可の場合でも、本人が仮釈放、満期釈放の別にかかわらず、自由の身になったときに、アパリと密接な連携関係にあるダルクで本人を受け入れ、乙がその施設において薬物研修プログラムの受講することを保証する。

第8条（家族に対するサポート）

- 1 甲は家族からの薬物再乱用防止に関連する相談等を随時受けるものとする。乙および家族からの相談等には、法学専門家、精神保健福祉士、ソーシャルワーカーが対応可能である。相談等への対応方法は、対面・電話・Eメールなどの要望に即した方法となるように配慮する。
- 2 甲は家族に対し、カウンセリング、家族教室の案内、あるいは他の社会資源のあっせんを必要に応じて行う。

第9条（通信リハビリプログラムの実施）

乙の身柄拘束中は、甲のカウンセラーは本人に対して薬物離脱プログラムの一環として郵便のやり取りによる通信リハビリプログラムを実施する。

第10条（受刑中の身元引受人）

- 1 乙の実刑判決が確定した場合に、乙が希望するときには、甲のスタッフあるいは甲が委託するダルクのスタッフが乙の身元引受人となるものとする。この場合、仮釈放、満期釈放の別なく、乙が釈放される場合に、乙が釈放される刑務所に赴き、身柄を引き取り、入寮を予定するダルクに同行して入寮させるものとする。
- 2 甲の責めに帰すべからざる事由により、甲のスタッフあるいは甲に委託されたダルクのスタッフが、乙が入寮を予定するダルクを管轄する保護観察所から身元引受人として許可されなかった場合には、甲と密接な連携関係にある他のダルクのスタッフが身元引受人となるように甲は乙に斡旋するものとする。

第11条（その他のサポート）

甲は乙から、第2条から第10条に該当しないサポートの要望があった場合でも、それが乙の薬物再乱用防止のために有益であり、かつ甲にとって実行可能であると判断する場合には、柔軟に対応する。

第12条（守秘義務）

- 1 甲は、第2条から第11条のサポートを提供する上で知り得た乙に関する情報について細心の注意を払って管理する。また、乙が正式な守秘義務契約の締結を望む場合は、甲はそれに応じる。
- 2 甲が乙の支援に資すると判断した場合には、乙についての情報を他の援助職との間で共有することができるものとする。
- 3 甲が乙について刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査機関からの照会を受け

た場合には、その限りにおいて甲は乙の情報を開示できるものとする。

第13条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は契約日から5年間とする。ただし本人が薬物事犯で再度逮捕された場合には、別途、甲乙相談の上、契約を改訂できるものとする。

第14条（サポート費用）

本契約の対価として、乙は甲に対してコーディネート料として金20万円(税別)を支払う。

第15条（交通費・宿泊費および外部社会資源のプログラム等の費用）

- 1 甲が乙及び家族と打ち合わせ等で必要な交通費・宿泊費について、乙は甲に対して、別途支払うものとする。
- 2 乙が甲のコーディネートにより甲以外の外部社会資源を利用する際、プログラムへの参加あるいは診療等に費用が発生する場合、甲はその費用を負担しない。

第16条（費用の不返還）

ひとたび甲が受領したサポート費用については、乙の責めに帰すべき事由により、甲のサポートが継続できなくなった場合には、甲はこれを返還しない。

第17条（契約書の作成）

本契約の証として、契約書を2通作成し、甲、乙各1通ずつ所持する。

平成 年 月 日

甲 〒162-0055 東京都新宿区余丁町14-4
特定非営利活動法人アジア太平洋地域アクション研究所

理事長 近藤恒夫 印

乙 〒 -